

《研究ノート》

小学校音楽科における郷土芸能の学び ——稲城市青渭獅子をめぐるインタビューから——

木間 英子 (現代教育研究所所員 初等教育学科)

はじめに

「我が国や郷土の音楽」の学習を充実させることは、2008（平成20）年の学習指導要領改訂時に、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成することと関連付けて基本事項となったのに続き、2017（平成29）年公示の次期学習指導要領でも同様の充実が図られている。このことは、グローバル化の進む中、初等教育段階において、多様な文化を尊重する態度を養うための基盤として、自己の拠って立つ文化を理解する重要性が増していることを示唆している。

日本の音楽の学習は、遡って1947（昭和22）年の小学校学習指導要領（試案）から、鑑賞教材の中に「日本の伝統的音楽、日本の伝統的楽器による楽曲」¹としてすでに取り上げられている。ただし、児童の身近にある民俗音楽が「郷土の音楽」という括り方で教材に含められたのは、43年後の1989（平成元）年が初めてである²。以来「郷土の音楽」は鑑賞教材から外れることはなく、配当学年が高学年から中学年へ下りてくるなど、早い段階で学習することへの配慮もなされている。郷土の音楽を学ぶことには、グローバルな視野と対極にあるローカルな視座で自らの育った地域の音楽文化を再発見するという大きな意味がある。次期学習指導要領改訂の趣旨において、家庭や地域との連携・協働を重視することが挙げられているが、それは学校教育が普遍的であり、かつ地域性を尊重してなされるべきことを示している。郷土の音楽の学びも、地域との連携・協働なくしては成立しないのである。

2017（平成29）年公示の学習指導要領で「郷土の音楽」が提示されている箇所を次に示す。

第3学年及び第4学年

B 鑑賞

(3) 鑑賞教材には次に示すものを取り扱う。

- ア 和楽器の音楽を含めた我が国の音楽、郷土の音楽、諸外国に伝わる民謡など生活との関わりを捉えやすい音楽、劇の音楽、人々に長く親しまれている音楽など、いろいろな種類の曲

これらの教材群に共通の性格は、親しみがある・生活と結びついている音楽ということになるだろう。その中でも郷土の音楽は、生まれ育った土地で生活の中で長く人々によって伝えられてきた、もっとも身近な音楽とも言えるのだが、それが「親しみ」と容易には結びつかないところに郷土の音楽の難しさがある。小学校教員養成課程で音楽科教育法を担当している筆者は、長年、郷土の音楽を授業で取り上げるに際して試行錯誤を繰り返してきた。授業の中で、自分の生まれ育った土地に長く伝えられている、音楽や芸能を覚えているかと質問して、「覚えている」と答える学生は3割程度で

ある。多くの学生は郷土の音楽について自覚的な体験がない。また、あるとしても、どれだけの学生が身近と感じているかはわからない。現代の音楽環境を考えれば、彼女らにとって身近な親しみのある音楽は別にあるように思える。だから学校教育で取り上げて意識的に気づかせることが大事だ、とも言えるのだが、教材としてその音楽だけを抽象化して取り上げても郷土の音楽を学んだことにはならない。それでは、日本の民俗音楽の一例を聴き演奏できた、というに過ぎないからである²。なかなか解決できない課題を抱えている頃、郷土の音楽の授業を小学校で実践し研究成果をまとめていた二見美佐子氏を授業の特別講師に招くことができた。2011年から2015年にかけて、4回の授業を行っていただいた。実践で取り上げてこられた「稲城市青渭獅子舞」の教材としての適性、子どもにとって身近な芸能体験の重要性についての講義のほか、学生は、歌、笛、太鼓、ほら貝を鳴らしてみる体験をして、郷土の音楽を教える具体的なイメージをもつことができた。また「青渭獅子保存会」の方にも、獅子舞の一部を上演していただいた。この時の知遇を得て、今年3月、青渭獅子保存会のお二人と二見氏にインタビューする機会を得た。

本研究ノートは、インタビューから、青渭獅子舞の来歴および芸態の特徴、獅子舞を取り巻く地域環境や将来展望、音楽科教材としての民俗芸能の魅力や組みの難しさに関する言説をまとめ、小学校音楽科で、郷土に伝わる芸能を学ぶことの意義および授業構成の具体的な方途について考える手立てを得ることを目的としている。

本論に入る前に、次の4つの用語——「郷土の音楽」「郷土の芸能」「郷土芸能」「民俗芸能」の使い分けについて示しておきたい。

「郷土の音楽」と「郷土の芸能」の区別

学習指導要領音楽科では、郷土の「音楽」と記され、「芸能」が使われることはない。どちらも広範な意味を内包しており、同じ事象を、音楽と記したり芸能と記したりすることは通常よくみられるのであって、特にその差異を問題としないことも多いが、本稿では、獅子舞を、歌・囃子の音楽的要素、舞や所作の身体的要素、面・衣裳・作りものなどの造形的要素、それらの要素の特質を決定する風土などを総合したものを「芸能」と解釈することとし、「郷土の音楽」は使わず「郷土の芸能、郷土芸能」を用いる。

「郷土芸能」と「民俗芸能」の区別

どちらも庶民の生活の中から自然発生的に生まれた芸能をさすが、学習指導要領では、「郷土」が使われ、「民俗」は使われない。郷土には二つの意味がある。①さまざまな地方や土地の一つを示すもの。「郷土史」といった場合にはこの意味で用いられる。②「郷土愛」に含意されるような意味で、「自分の生まれ育った土地。自分を育てた地理的環境。おもに、文化的面を含めていい、……」（日本語大事典 第2版）にあるように、自分との関係性の深い土地を表す言葉でもある。本稿では、②の意味をもつ芸能を示す場合には「郷土芸能」を使い、芸能自体を客観的に捉えて考察の対象として扱う場合には「民俗芸能」を用いる。

【インタビューの概要】

2017年3月24日、青渭獅子保存会会長の石田正人氏と呉地義教氏、二見美佐子氏に、稲城市にある東長沼自治会館で約2時間半にわたりインタビューした。石田氏、呉地氏には、最初、あらかじめ用意した4点の質問項目と、獅子舞の演者としてまた伝統を守るといふ保存会の立場に立って、日頃感じたり考えたりしていることを自由にお話いただくことが主旨であると伝えた。

- 4 項目の質問 「青渭獅子舞」について
「青渭獅子保存会」の歴史、現在の活動状況について
地域の学校との連携について
地域社会における「青渭獅子」の将来について

インタビューは、用意した質問に答えいただくことから始まったが、振り返ってみると、郷土芸能の担い手、郷土芸能の学習を小学校で実践し研究してきた教育現場の教員、教員養成カリキュラムにそれをどのように生かすかを考える教職課程の教員、三者の立場からの自由な意見交換となった。

I 民俗芸能「三匹獅子舞」と青渭神社

1. 三匹獅子舞

三匹獅子舞は、広く東日本にみられる太鼓踊の一つで、日本の民俗芸能の代表的なもののひとつである。民俗芸能史、民俗学、民俗音楽学などさまざまな領域での研究対象となっており、三匹獅子舞の定義も、分野により研究者の拠って立つ立場により多様である。ここでは、民俗学の視点から笹原亮二の『三匹獅子舞の研究』（2003）と、同じく笹原が『祭・芸能・行事大辞典』（2009）に執筆した項目「三匹獅子舞」を引用し、本稿では、この見解をもって三匹獅子舞の概略とする。

三匹獅子舞は、一人の演者が獅子頭を被り、腹部に鞆鼓風の太鼓を抱いて一匹の獅子役を演じ、それが三匹一組となって獅子舞を演じるもので、二匹の雄と一匹の雌が、腹部の太鼓を叩きながら、囃子方の演奏する笛や歌や箆にあわせて舞う。三匹の獅子以外に道化役や天狗など様々な役が加わったり、花笠を被った箆摺りが登場したり、舞の構成や演出は場所によって様々な違いがある。三匹獅子舞が上演される機会は、社寺の祭礼ほか、盆・雨乞い・彼岸など様々で、時期も夏場が多いものの、ほとんど一年中に渡っている。三匹獅子舞は関東地方を中心に、甲信越・東北・北海港の東日本各地に夥しい数が分布しているのに対して、西日本には若干の例外を除くとほとんどみられないという分布の偏りが認められる。（笹原 2003）

三匹獅子舞は中世末から中世（近世の誤りか：筆者注）初頭、京都周辺で流行していた風流踊の一派の太鼓踊が、一人立の獅子舞を風流の趣向として取り入れて原型が成立し、それが関東に伝わり、更に東日本に広範に伝播したとされる。しかし、茨城県大宮町には永正14（1517）年と記された獅子頭があり、成立時期については、まだ議論の余地が残る。原型成立後についても、藩主の移封に伴う伝播、地域的な伝播の拠点や流派の存在、由来書の他所への伝授、特定の地方にのみみられる芸態や構成の存在など様々な問題が指摘され、民俗芸能の伝播交流や伝承のありようを考える際の格好の事例となっている。（笹原 2009）

2. 青渭神社

獅子舞が奉納される青渭神社は、稲城市東長沼にある。905年（延喜5）から927年（延長5）にかけて編纂された延喜式の神名帳には、武蔵国多磨郡にある式内社として、青渭神社はじめ8社が記載されている。その青渭神社と現在の青渭神社とが同一のものであるかは明らかではない。現在、多磨

地区には青渭神社という社名をもつ神社が複数ある。調布市深大寺、青梅市沢井と、稲城市に所在する三社である。いずれも創建に関する資料がないため、延喜式内社がこのうちのどれかであるかは特定できないのだが、『稲城のあゆみ』では、地形・地名からも稲城市の青渭神社が延喜式の神名帳にあった式内社である可能性が高いとしている。また、獅子舞が現在も奉納されているのは、稲城市の青渭神社のみである。毎年10月の第1日曜日に、獅子舞の奉納が行われている。

II 青渭神社三匹獅子舞（以下、青渭獅子と略す）

青渭神社獅子舞は、1882年（昭和57）、稲城市の無形民俗文化財に指定されている。青渭獅子の起源についてはそれを示すような古文書が残っていないために不明であるとされているが、江戸時代中期、1775（安永4）年に、青渭神社で奉納された獅子舞がもとで起きた事件についての記録（差上申口證文之事 [長沼村祭礼打擲一件出入二付]）が大丸の芦川家に伝わっており、起源はこの時期よりさかのぼることは確かである。戦国時代に青渭獅子舞が生まれたという言い伝えは残っている。詞章の内容から天狗と三匹の獅子による京から鎌倉への道中記と考えられている。

1. 青渭獅子舞の所役

青渭神社三匹獅子舞は、三匹の獅子（大獅子^{オジシ}、女獅子^{メジシ}、求獅子^{キウジシ}）と天狗、それに、歌い方、囃子方（笛、ほら貝）である。



図1 獅子頭



図2 天狗面

大獅子は雄の獅子で頭には剣形の角がつく。求獅子も雄の獅子で、頭にはねじれ形の角がつく。ねじれは火を表すと言われている。女獅子に角はない。またどの獅子頭も額に「庚申玉」をいただいてアメノウズメノミコト（天宇受賣命）に見立てられている。

現在の獅子頭（図1）は、150～160年前に作られたものと伝えられている。今は使われなくなった古い獅子頭も青渭神社で保存されており見ることができる。祭礼当日子ども獅子も共に舞われていた時には、この古い頭を被っていたとのことである。

天狗は、鼻高の赤い天狗面を被り、丸く太い赤襷を掛けて、右手に団扇、左手に瓢箪を持つ。道案内の神とされる猿田彦命に見立てられており、獅子・天狗が発発するトウキ当屋から神社境内にしつらえら

れた舞場の土俵まで行列の先頭を歩く。一の鳥居から土俵までは、天狗一匹が「七度半返し」を舞う。先導役とともに、天狗は獅子舞全体を活気づかせる道化役も担う。けんかをしかけたり仲裁したり、瓢箪に入れた酒を観客についだり、弱った求獅子のために薬をつくって飲ませたり、むきになった大獅子には投げ飛ばされるなど、舞うと同時に観客を取り込んで笑いを誘うような演技をする。長年天狗を演じてきた石田氏は、天狗はおどけてもいるし真面目でもあるという。天狗役は、人間くさい喜怒哀楽の感情を表に出しながら獅子舞全体をリードする重要な役目を負っている。

2. 獅子舞の脚本、構成

民俗芸能は口伝であることが多いのだが、青渭獅子には脚本（図3）がある。ただし、書かれたのは1937（昭12、紀元2597）年であって、青渭獅子の歴史の中では極めて最近のできごとである。

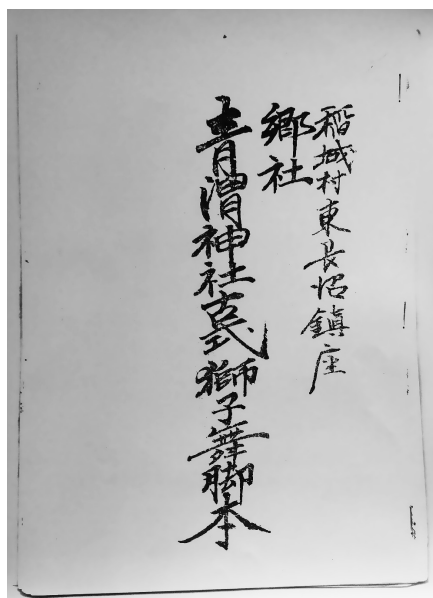


図3 脚本 1

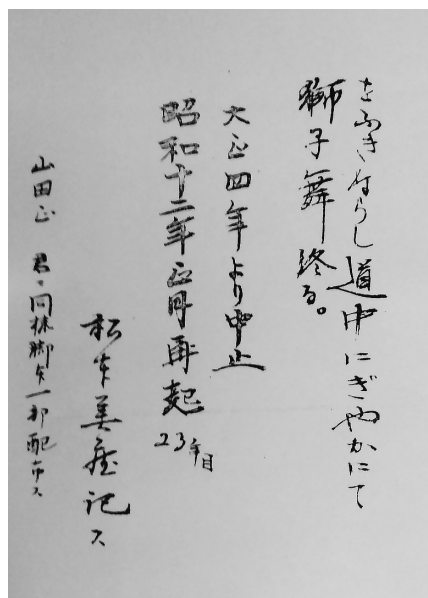


図4 脚本 2

図4は、脚本の最後から2番目の頁だが、そこには、「大正4年より中止 昭和12年正月再起 23年目」とある。中止になった理由は不明なのだが、23年後に復活している。その際に、中止になる前の獅子舞の記憶をもとに、松本美蔵氏によって書かれたのがこの脚本である。なお、写真はその原本ではなく、2005（平成17）年にコピーされたものである。

脚本には、各場面での、歌の詞章、笛の唱歌、太鼓の叩き方、土俵内での獅子と天狗の位置図が記されている。

舞の構成は 道行き 庭がかり 四方固め 女獅子隠し 四手 座舞（宮誉めの）
 飛び切り（村誉めの） 切り拍子 竭命^{ケジメ} 道行き である。（保存会作成の一覧表による）

この中から、女獅子隠しの部分をリライトした脚本（図5）を示す。女獅子隠しは、例外はあるものの各地に散在する三匹獅子舞に共通にみられる演目で、詞章もほとんど一致している。

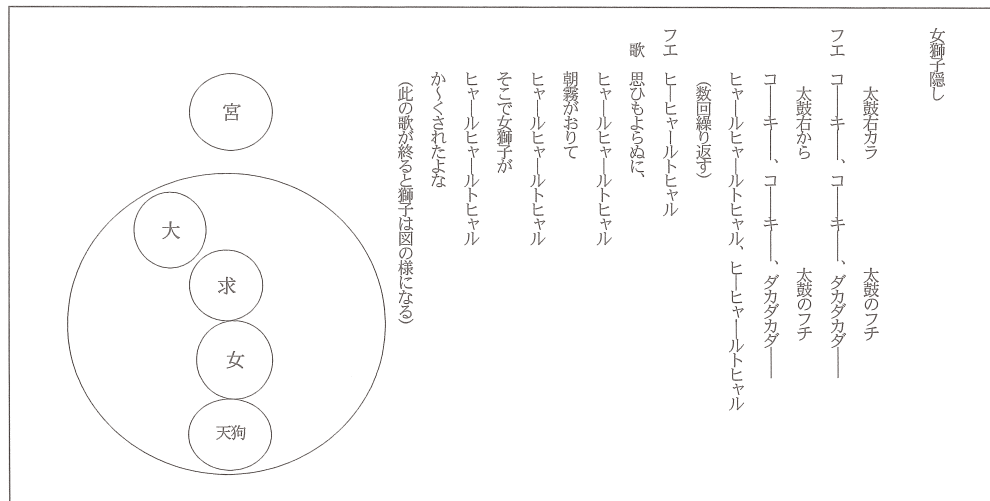


図5 女獅子隠し

3. 囃子方、歌い方

脚本があったとしても、それはおおよその見取り図である。舞に関しては、舞手の位置が示されているだけであって所作は記されていない。歌の詞章と笛の唱歌は書きこまれているが、抑揚まではわからない。やはり経験者から直接教えられたものを繰り返し練習することで、その微妙な節回しや間を掴んでいくのである。だが、教えられたものをどれだけ守っていくのかは定かではない。伝承芸能は、教える者と教えられる者との間の教授の厳格さと、立ち戻るべき基本というオリジンがない曖昧さの両方をもっている。青渭獅子ではどうなのだろうか。もとより一子相伝ではないので、教えた人によって細かいニュアンスは違う。教えられた人の記憶がどうであるかも加わって、練習の時にはいくつもの奏法がでてきて、どれも譲らない事態になることがあるという。昔は、強力なリーダーがいて、みなそれ従っていたが、今は、最後はほとんどが話し合いで決めるという民主的な運びである。速さも流動的で、その日の調子でかなり変わることもあり、また、経験の浅い住民にも参加してもらうことがあれば、技量の問題もある。このように変化していく要因はたくさんある中で、近年は、できることを精いっぱいやっていくことが重要という相互の了解で進んでいくのだという。

では、舞手（太鼓）、笛、歌を合わせる役は誰が負うのだろうか。筆者は音頭役が決められているのだろうと考えていたのだが、そうではないようだ。呉地氏は、現在青渭獅子では舞手がリードしているが、川崎市菅の獅子舞を見た記憶を辿って、本来は歌ではないかと推測している。菅の獅子舞では、若者が舞や笛を担当し、舞わなくなった年配者が全体を見渡せる歌い方を務め、リードしている。青渭神社で舞手がリードするのは、舞の所作が体力的にはもっともきつく、それに囃子方も歌い方も合わせるからかもしれないという。

4. 短縮される獅子舞

獅子舞は、脚本通りに演じれば、ゆうに2時間半はかかるが、現在は1時間半ほどで終わる。いくつかの場面を省略したり、繰り返す回数を減らした結果である。道行で演じられる「七度半返し」は、天狗が神社の入り口から土俵までの道を、七度行ったり来たりして道の安全を確かめたり、土俵

を清めてから獅子たちを土俵へ導くという所作が行われていたのだが、三度に短縮され、今では演目の名称だけが残っている。脚本があるとはいえ、細かい所作までは示されていないので、いったん演じられなくなれば演者も忘れてしまう。数年も過ぎれば復活させるのは難しい。省略したかたちが当たり前になって、前例となりそれが伝えられていくのである。

上演時間が短縮される傾向は、伝統芸能全般にあてはまる。祭事と結びついた芸能は、古来数日をかけて演じられることも珍しくなかったが、一日あるいはそれ以下に上演時間が短縮される傾向にある。その理由は、地域のための年中行事として行われていた芸能が、外部の鑑賞向けにも行われるようになってきた観光化、もう一つは、祭りを担う人々が獅子舞に割ける時間を以前ほどはとれなくなっているなど、内部の事情にもよる。

青渭獅子はさらに短縮されたかたちで広められていく。近年、地域振興の一環として郷土への関心を高めるために、郷土芸能を集めた催しが開催される機会が増えている。稲城市でも、1882年から隔年で「稲城市ふるさと郷土芸能まつり」が開催されている。青渭獅子も参加しているのだが、上演の時間は20分とのことで、さらなる短縮を余儀なくされる。また、舞の形態も、観客から見やすいような位置取りや所作に変更する必要もあり、舞台パフォーマンスを念頭においた演技が求められる。このように、地域の共同体内部でのみ行われていた時には、伝承の決まりごとはあるながら、その場の雰囲気に応じて柔軟に演じる芸能であったものも、外部との交渉が始まれば、その要請に従って、限られた時間と空間構成に合わせた新しいヴァージョンも登場する。舞台上で演じられる短縮版獅子舞も現代の獅子舞の一つの様式といえよう。

Ⅲ 郷土芸能の保存

1. 青渭獅子保存会

青渭獅子保存会は、現在稲城市の15～20人のメンバーで、年1回の青渭神社例大祭での奉納と稲城市郷土芸能まつりの隔年の上演を主な活動にしている。

青渭神社のある東長沼には、地域の自治組織として、消防団・青渭神社奉賛会・獅子舞保存会がある。住民のほとんどが農業従事者であった時代は、みないずれかの組織に入っていて、地元の活動に日常的に参加することはごく普通のことであったという。保存会に入ったきっかけを聞いてみると、石田氏は、消防団に入っていた20代後半に、舞手がいなくてやってくれと言われてのこと。呉地氏は、若い頃に一度誘われたが興味が湧かずに断ったが、40代の頃に再び誘われて入ったとのことである。二人とも家族が獅子舞をしており、自分がいずれ引き継ぐ立場になることは自覚していたようであるが、自分から次の世代への引き継ぎは難しいという。今メンバーの減少と高齢化に直面している。

稲城市は過疎化が進んでいるのではなく、東京近郊のベッドタウンとしてむしろ人口が増えている。高度成長期の始まる昭和30年代後半から宅地造成や住宅建設が盛んに行われ、新規住民が飛躍的に増えた頃、保存会でも積極的に勧誘を行った。その結果メンバーは増えたが、今そのメンバーたちも高齢となり、次世代にはつながらない。定年後に獅子舞に興味をもって参加してくれる人はいるのだが舞手にはなれない。舞手は体力があるので、中高生くらいから始めるのが一番よい。しかしその年頃で獅子舞に魅力を感じるが若者が多くないことは、自分のことを振り返ってもわかるという。

2. 民俗芸能の継承

民俗芸能の世代交代が難しいことは、自治組織の弱体化や家族関係の変化といった社会一般にみられる傾向からも容易に説明できるが、稲城市を含む多摩地区にはそのほかにも固有の理由がある。多摩ニュータウン開発による地域社会の構造的な変化である。稲城市では、1966年に始まる多摩ニュータウン構想に一部地域が組み込まれて、新都市計画のもとに大規模な宅地が開発され、1988年には新たな住民の入居が始まった。長く地縁を保ちながら暮らしてきた住民と、つながりをもたない住民が共存する地域社会において、その相互関係をどう調整していくかというこれまでにない課題が起こったのである。獅子舞についても、地縁をもつ古くからの住民の中で後継がみつからないことに加えて、新しい住民にとっては獅子舞が地域のアイデンティティーを具現するものとは捉えられない意識のずれ、という二重の要因が獅子舞の存続を難しくしている。

稲城市に隣接している多摩市でも同様の事態が起こっている。ニュータウンの新しい計画のもとで、神社を再建しなければならない事態に至った時に、新旧住民が初めて失われつつある地元の郷土芸能に向き合い、その価値を自覚したという。しかしすでに獅子舞は途絶えており復活させることはできない。地元で伝わる芸能のかわりに新神社記念祭で上演されたのは、谷保天満宮（国立市）の三匹獅子舞であり、地域イベントには、おわら風の盆（富山県）、秋田竿燈（秋田県）といった、誰もが知っている外部の大規模な芸能が招かれる（金子 2004）。地域に固有の芸能が途絶えればそれを復活させることは容易ではない。それを補おうとすれば、民衆の芸能という意味を同じくするものとして、外部の民俗芸能に頼るという選択もある。しかし、それは地域住民にとっては郷土の体験ではなく、あまたある民俗芸能の一つを楽しむ機会を得たということにしかない。今稲城市に残る獅子舞は、青渭獅子舞と矢野口穴澤天神社の獅子舞のみとなったが、明治初期までは、少なくとも百村の^{タテ}堅神社、大丸の^{オオマトノツノ}之豆之天神社では獅子舞が行われていた。150年の間に半分の獅子舞が途絶えたことになる。その中であって青渭獅子が32年の中断を経て復活したことの意義は大きい。自然消滅の多い民俗芸能の中でまれな例といえるのではないか。復活の事情はまだ把握していないが、住民の強烈な意志なくしてはなしえないことである。あらためて調べてみたい。

IV 郷土芸能を学校で学ぶ

多摩ニュータウンの造成とともに稲城市も学校数も増え、小学校は多摩ニュータウン内に1988（昭和63）年から5校が開校されている。城山小学校は2番目にできた小学校である。目の前には大麻止之豆之天神社、津島神社があり、ニュータウンの中でも珍しく地域の歴史を体感できる場所にある。その小学校で青渭獅子を中心とする郷土芸能を教えていたのが二見氏である。城山小学校の前任校でも後の赴任校でも、郷土の音楽に独自の視点で取り組んできた⁴。

城山小学校赴任後、大麻止之豆之天神社について、子どもたちや教員に聞いてみると、ほとんど知らないかあるいは関心がなかったそうである。地元の祭祀を司る寺社は郷土史の資料館ともいえるのだが、案外関心は薄い。それまでの経験から、「郷土芸能」を教えるのであれば、地域にある芸能と、それを取り巻く人的物的環境や歴史を含めて教材にすべきであるという考え方をもっていた。寺社を巡り近隣住民に話を聴くことから調査を始めて、自身が獅子舞のけいこをするプロセスを経て、授業実施に至るまでに4年の歳月を要したのだという。教科書には載らない郷土芸能を教材とする難しさの一端を伺い知ることができる。また、青渭獅子の奉納をはじめとして民俗行事は休日に行われる

ことが多い。また準備も練習も、地元住民の生活サイクルの中で進められるので、学校の日常とは、ずれがある。教師の多くが民俗芸能に気づかない理由はここにもある。郷土芸能の場と教育の現場とは地理的な距離はほとんどないにも関わらず、互いの隔たりはなかなか縮まらない。

民俗芸能の学習においては、歳時を尊重した授業プログラムを立てることが非常に重要であるという。一年の巡りを基本として授業すべき時期を選ぶのである。日常生活の中で獅子舞に触れていない子どもたちは、祭礼の時に獅子舞を見学するだけでは、その内容を理解できずに飽きてしまうのだが、事前に調べ学習などで知識を蓄え、練習するなどの事前の準備が整うと、1時間を超える上演にも集中して見入っている。筋書きを学んでいるから次の場面への期待も湧いてくる。太鼓を叩きながら舞う苦しさも、息継ぎで苦労する笛も、なかなか鳴らないほら貝も、経験しているからこそ演者に感情移入し、そらさずにじっと見ることができるといえる。授業の中での、このような獅子舞の重層的な体験を通して、子どもたちは初めて深い理解を得るのである。

おわりにかえて 郷土芸能における伝統の学び

現在学校の授業の中で扱われている郷土芸能も、地域住民のつながりが密であった頃は、生活の中で伝えられるものであって、学ぶ対象ではなかった。芸能が地域にとって必要なものであり、それが伝えられていく必然があったからである。今はその必然が薄れている。青渭獅子保存会の後継者不足の問題もこのことと関わって解決は難しい。獅子舞の存続は保存会だけが背負えるものではなくなっているのである。しかし困難を抱えてなお、伝えていこうとする努力のありかはどこにあるのだろうか。保存会の将来についての質問に対して、「獅子舞はどのように形をかえたとしてもそれは仕方がない、かわるものはかわっていく。これまでのかたちを守るといふことよりも、獅子舞そのものを次に伝えていくことが重要だと考えている」との答えが返ってきた。

郷土芸能が地域での社会的機能を失ってもなおあり続ける意義は、伝統を継承していくことにあるのではないだろうか。ただ、それは単に古くからあるという価値を守り継いでいくことでもなく、正統とみなされているあるいは考えられている様式を間違いなく伝えていくことに価値をおくのではない。このことを思想家林文孝の伝統概念を参照しながら考えてみたい。

伝統といわれるものの条件は、世代を超え、長時間にわたり一定の固定性を保って伝えられ（あるいはそう信じられて）おり、なおかつそれが人々の生活を何らかの意味で律していることである。その意味で、伝統は単に過去に属するだけでなく、現在において受け継がれ、生きられるものとしてある。（中略）伝統であるためには、それが伝えられることにより当該共同体の固有性が維持されるという価値づけが必要である。それゆえ、多くの場合、将来まで保持されるべきものとして言及される。（林 2002）

林の伝統概念には、伝統は共同体の固有性を維持するものであること、そして、現在も形成過程にある生きた動態として把握すべきものであること、という2つの要点が読み取れる。それを郷土芸能の伝統のあり方にあてはめて考えるならば、社会の文脈が変わり地域の枠組みや機能が変化したとしても、共同体の固有性を表象する伝統の価値は将来に向かっても失われることはない、ということになるのではないか。民俗芸能における伝統の継承が、社会教育が担うものから学校教育が担うものへ

と移りつつあることの根拠もここで明らかとなる。2006（平成18）年3月に教育基本法が1947（昭和22）年の制定以来59年ぶりに改正され、その前文に初めて「伝統」という文言が加わった。文化に関する教育に言及した部分においてである。「普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育」（1947）から「伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育」（2006）という表現にかわったのである。伝統が何を意味するのかの説明はないのだが、日本の文化の固有性を生成してきた伝統を現在において自覚的に捉え、将来へつなげるという連続した視点がそこには含まれる。その伝統をもっとも身近に捉えることのできる芸能が、失われつつある地域の芸能、郷土の芸能であるのではないか。

本稿で取り上げた青渭獅子舞は、民俗芸能としての長い歴史を持ちながらも、現代の地域性の変化に直面して伝統の維持の難しさを抱える地域芸能の一例である。青渭獅子舞は地元小学校の音楽科の教材に取り上げられたことをきっかけとして、外部の視点から獅子舞をあらためて対象化する機会を得て、その存在意義を意識することが可能となった。音楽を核としながらも地域の歴史、風土、慣習などを含みこんだ芸能としての全体像を子どもたちが体験できる取り組みが、一時的なものでなく個人の力を頼りにするのでもなく、いかにして持続可能であるか、稿をあらためて具体的な方途を探っていきたい。

注

- 1 「中国地方の田植歌」、「麦打歌」、古謡「正調 追分」、八橋検校「六段」。
- 2 1989（平成元）年度改訂では、第5学年の鑑賞教材として、1998（平成10）年度改訂版からは、3,4年生の鑑賞教材に取り上げられている。中学校では、1958（昭和33）年度改訂版から、第1学年から第3学年まで全学年で学習することになっている。
- 3 2017（平成29）年度改訂版では、第3 指導計画の作成と内容の取扱い
2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとするの中に、
(3) 我が国は郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること。
上記の一項が加わった。郷土の音楽教材として取り上げた曲を、児童が具体的なイメージをもって表現したり鑑賞したりできるような指導上の工夫は明示されるようになった。
- 4 本来は雄獅子が正しい（青渭獅子保存会進藤重孝氏による）とのことであるが、後述の脚本に大獅子と書かれているので、本稿ではそれに従って大獅子と表記する。
- 5 城山小学校での授業実践は、2003（平成15）年度から2005（平成17）年度にかけて行われ、その研究報告は、「地域に伝わる伝統音楽・伝統芸能を取り入れた小学校での授業の創造」として2003（平成17）年11月、城山小学校で公開研究発表会が行われた（音楽鑑賞教育振興会助成研究発表）。誌上発表は、『教育ジャーナル』（2006 3月号、学研）に「郷土を愛し郷土に誇りを持つ子どもに育てたい」、「伝統芸能を通し地域を学ぶ授業づくりの試み」として掲載された。

引用・参考文献（執筆者50音順）

- 飯塚 好 2013『三頭立て獅子舞 歴史と伝承』おうふう.
- 伊藤 純 2009「三匹獅子舞」の儀礼論——行列と舞という二重構造に着目して——『民俗芸能研究』第48号
民俗芸能学会 pp.1-23.
- 稲城市史編集委員会 1991『稲城のあゆみ』稲城市.
- 金子 淳 2004「多摩ニュータウンにおける「伝統」と地域の紐帯——失われた獅子舞と神社再建をめぐって——」日本常民文化研究所編『民具マンスリー』37巻3号 慶友社 pp.1-10.
- 小島美子 2007「三匹獅子舞の起源と芸能化の過程について」『季刊 東北学』第12号 東北芸術工科大学東北文化研究センター pp.110-126.
- 笹原亮二 2003『三匹獅子舞の研究』思文閣出版.
- 笹原亮二 2009「三匹獅子舞」（項目）小島美子他監修 2009『祭・芸能・行事大辞典』朝倉書店 pp.772-773.
- 鈴木通大 2008「『三匹獅子舞』研究の現状と課題」『神奈川県立博物館研究報告——人文科学——』第34号 神奈川県立歴史博物館 pp.27-58.
- 日本国語大辞典第二版編集委員会 2000『日本国語大辞典』第2版 小学館.
- 林 文孝 2004「伝統」（項目）永井均他編 2004『事典 哲学の木』講談社 pp.736-738.
- 平野健次他編 1996『日本音楽大事典』平凡社.
- 二見美佐子 2006「郷土を愛し郷土に誇りを持つ子どもに育てたい」「伝統芸能を通し地域を学ぶ授業づくりの試み」『教育ジャーナル』3月号 学研 pp.2-5, pp.6-11.
- 町田市立博物館 1986『多摩の三匹獅子舞 獅子頭・面・太鼓』町田市立博物館
- 三木 清 1940「伝統論」『三木清全集 14』1967 岩波書店 pp.307-317.
- 山路興造 1999「民俗としての芸能・演劇」小松和彦他編『芸術と娯楽の民俗』（講座日本の民俗学8）雄山閣 pp.95-109.

